

○国旗掲揚等取扱要領

平成22年4月1日

通達（務企）第49号

第1 趣旨

この要領は、国旗の掲揚、降納、管理等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 掲揚の日及び時間

- 1 国旗は、日曜日及び土曜日並びに年末年始の休日を除き午前8時30分から午後5時15分まで掲揚するものとする。
- 2 日曜日及び土曜日並びに年末年始の休日であっても国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日に当たるときは、国旗を掲揚するものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、荒天等のため国旗を掲揚することが適当でない場合は、掲揚しないことができる。

第3 掲揚の場所

- 1 警察本部（分庁舎を含む。）、警察学校及び警察署においては、国旗を掲揚するものとする。ただし、特段の事由がある場合は、この限りでない。
- 2 掲揚の場所は、警察本部にあっては警務部警務課長、警察学校にあっては警察学校長、警察署にあっては警察署長が指定するものとする。

第4 責任者

国旗の掲揚、降納、管理等の責任者（以下「責任者」という。）は、警察本部にあっては警務部警務課次席（分庁舎は、在庁所属の次席又は副隊長とする。）、警察学校にあっては副校長、警察署にあっては副署長又は次長とする。

第5 掲揚及び降納の取扱者

国旗の掲揚及び降納は、責任者の指定した者が取り扱うものとする。

第6 取扱上の留意事項

国旗の取扱いに当たっては、慎重を期し、礼を失すことのないように留意しなければならない。

第7 実施年月日

この要領は、平成22年4月1日から実施する。